

三原市就労・移住定住支援事業補助金のご案内

保健福祉分野における人材の確保と移住定住の促進を目的に、市内の医療・介護・福祉・幼稚園・保育園等で新たに就労される方に補助金を交付します。

対象者

以下のすべてを満たす者

- (1) 教育保育等施設において保育等専門職(A)又は医療介護等施設において、介護等専門職(B)もしくは医療等専門職(C)の常勤職員として新規就労する者
 - (A) 保育士、幼稚園教諭（保育教諭を含む）
 - (B) 介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者
 - (C) 保健師、助産師、看護師、准看護師
- (2) 令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に新規就労した者
- (3) 住宅が市内にあり、住民登録がなされている者
- (4) マイナンバーカードを取得している者
- (5) 地域活動に参加している者

就労奨励金

定額：20万円を支給

※新規就労前に市内の教育保育等施設又は医療介護等施設において、常勤職員として勤務していた場合は、直近の退職した日から2年を経過していること。

移住者への加算！

移住支援金

※移住者の場合は、就労奨励金に移住支援金を加算。（移住者でない場合は、就労奨励金のみ支給）

市外からの移住者（令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に転入した者）であれば、

以下の対象経費に対して、上限最大：46万円を支給

<対象経費>

- (1) 引越費用（上限10万円）
補助対象期間中（令和8年1月1日～令和9年3月31日）に支払った引越費用
- (2) 家賃（上限24万円）
補助対象期間中に支払った家賃から住宅手当を引いた額（上限月額4万円）に居住月数（上限6か月）を乗じて得た額
- (3) 養育費（上限12万円）
月額2万円に養育月数（上限6か月）を乗じて得た額
※養育している子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子ども）がいる世帯

申請受付は、令和9年3月31日(水)まで

※申請には、対象経費を支払ったことが証明できる領収書等が必要です。

※詳細な要件や補助申請に必要な書類は、市ホームページ等に掲載しています。

【注意事項】

補助金交付日から3年未満の間に、市外に転出したときや、就労開始日から1年未満の間に辞職したときは補助金を返還いただきます。また、返還が発生した場合、当該補助金を受領した日から返還する日までの日数に応じ、年10.95%の加算金が発生しますので、申請にあたってはよくご検討ください。

<例> 46万円の補助金を受けた方が、受領から1年後に三原市から転出した場合

補助金返還額：46万円 加算金額：約5万円 合計：51万円（返還が必要な金額）

【問い合わせ先】

三原市地域政策部地域企画課

電話：0848-67-6011

市ホームページの情報 →

